

仙北市次世代定住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代の定住・移住を促進し、人口減少に歯止めをかけ、活気あふれる仙北市を築くため、市内に住宅を建設し、又は購入する世帯に対し、仙北市補助金等交付規則(平成17年仙北市規則第39号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で仙北市次世代定住支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住世帯 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)の属する世帯が、市内に住所を有し、交付対象者又はその配偶者名義の住宅がなく、定住を目的に住宅を取得する世帯をいう。
- (2) 移住世帯 交付対象者の属する世帯が仙北市外に連続して5年以上住所を有し、市内に交付対象者又はその配偶者名義の住宅がなく、定住を目的に平成28年4月1日以降に仙北市に住民登録して住宅を取得する世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 申請年度において18歳以下の子ども若しくは高等学校等に在学する子どもがいる世帯をいう。
- (4) 住宅 生活するために必要な台所、風呂及び便所を備えており、次のいずれかの要件に該当するものをいう。
 - ア. 延べ床面積が50平方メートル以上であること。
 - イ. 併用住宅においては、延べ床面積の2分の1以上に相当する部分を専ら自己の居住の用に供しており、当該部分の延べ床面積が50平方メートル以上であること。
- (5) 新築住宅 平成28年4月1日以降に契約し、自己の居住の用に建設した住宅であり、まだ、人の居住の用に供したことのない住宅をいう。
- (6) 建売住宅 平成28年4月1日以降に販売を目的に建設された住宅で、まだ、人の居住の用に供したことのない住宅をいう。
- (7) 市内施工業者 仙北市内に本社、本店、支店、営業所等の活動拠点を置き、建築工事関連業務を営む者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 交付対象者は、市内に定住する意志を持って、平成28年4月1日以降に新築住宅又は建売住宅を、必要な経費を全額負担して取得した次の要件を満たす者とする。

- (1) 45歳以下の夫婦又は子育て世帯で、定住世帯又は移住世帯に属する者

であること。

(2) 世帯に属する者に市区町村税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、世帯に属する者がこの要綱による補助金の交付を過去に受けたことがある場合は、交付の対象としない。

(交付対象住宅)

第4条 補助対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、市内に所在する住宅であり、申請年度内に工事が完了し、所有権の保存又は移転の登記が完了されたものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは補助対象としない。

(1) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる場合

(2) 別荘等の一時的に使用するものである場合

(3) 賃貸販売等の営利を目的としたものである場合

(4) 既存の住宅の増築、贈与又は相続により所有権を取得したものである場合

(5) 現に居住する住宅を取り壊して、新たに建設したものである場合

(6) 建物の所有が交付対象者以外の者と共同になっている場合

(7) そのほか市長が適格でないと判断した場合

(補助金の額等)

第5条 補助金の額及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 交付対象者(以下「申請者」という。)が補助金の交付を受けようとするときは、仙北市次世代定住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)を工事着工前に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、住宅の建設工事が複数年度に渡る場合には、交付申請書に代えて事前に実施計画書(様式第9号)に別表3に掲げる書類を添えて提出し、当該住宅の完成年度に交付申請書を別表2に掲げる書類とともに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、申請者へ仙北市次世代定住支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は取り下げするときは、仙北市次世代定住支援

事業補助金変更(取下げ)承認申請書(様式第4号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、仙北市次世代定住支援事業補助金変更(取下げ)承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該申請に係る対象住宅の所有権保存登記等の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日まで仙北市次世代定住支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に、別表第4に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告があったときは仙北市次世代定住支援事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の請求は、仙北市次世代定住支援事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出して行うものとする。

(補助金交付の取消し等)

第12条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1)この要綱及び仙北市補助金等交付規則の条件に違反したとき
- (2)偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3)補助金交付日から5年以内に市外へ転居したとき
- (4)市税等を滞納したとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は返還する金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、平成28年度において、第6条中「工事着工前に」を削り、読み替える。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月21日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月4日から施行する。

別表第1(第5条関係)

補助対象	補助の種類	補助額等	補助限度額
新築又は 建売住宅 の取得	定住世帯	1世帯40万円	
	移住世帯	1世帯60万円	
	子育て加算	18歳以下の子ども若しくは 高校等に在学する子ども 1人につき10万円	1世帯20万円
	市内施工業者加算	市内施工事業者が工事を	

		施工する場合10万円	
--	--	------------	--

別表第2（第6条関係）

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し (2) 工事内訳明細書の写し (3) 工事概要がわかる図(案内図、配置図、平面図等) (4) 定住誓約書(様式第2号) (5) 世帯全員の住民票又は世帯全員の戸籍の附票 (6) 世帯全員の市区町村税に滞納がないことを証する書類 (7) その他市長が必要と認める書類
<p>※第6条のただし書きに規定する実施計画書を提出している場合は、(1)から(3)は除く。</p>	

別表第3（第6条関係）

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し (2) 工事内訳明細書の写し (3) 工事概要がわかる図(案内図、配置図、平面図等) (4) その他市長が必要と認める書類
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第4（第9条関係）

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の登記事項証明書 (2) 領収書の写し (3) 転入・転居後における世帯全員の住民票 (4) 住宅の外観全景、台所、風呂及び便所の写真と付近見取り図 (5) その他市長が必要と認める書類
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------